

### Ⅲ 違反事例

事例 1

「ソルビン酸が過量に検出された漬物」に関する違反事例

名称又は分類	漬物（塩漬け）
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項及び食品衛生法第 19 条第 2 項
発見機関	長野県
調査担当機関	練馬区
検査機関	長野県長野保健福祉事務所及び長野県環境保全研究所
検査結果	ソルビン酸 1.1 g/kg 検出（基準値：1.0 g/kg）
行政措置	営業停止、改善報告書徴収

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 23 年 1 月 14 日、長野県が食品販売店 A でだいこんの漬物を収去し、長野県長野保健福祉事務所で検査を実施したところ、ソルビン酸が 1.1 g/kg 検出された（塩漬における使用基準値：1.0 g/kg）。検出値が基準値に近い値だったため、当該品を長野県環境保全研究所においてクロスチェック検査を実施し、ソルビン酸が 1.1 g/kg 検出したことを確認した。また、表示について、保存料が「ソルビン酸 K」と記載されており、「ソルビン酸 K」の記載ミスの疑いがある旨、平成 23 年 2 月 17 日、長野県より製造所を所管する練馬区へ調査依頼があった。

2 調査経過及び措置

平成 23 年 2 月 17 日、通報を受け、練馬区は直ちに製造所に対し調査を行った。当該ロット品は、平成 23 年 1 月 7 日に 250 袋製造されていたが、既に賞味期限（11.01.21）を過ぎており、販売店において在庫がなかった。そのため、平成 23 年 2 月 16 日に 300 袋製造された別ロット品（賞味期限：11.03.02）2 検体を収去し、東京都健康安全研究センターにて検査を実施した。その結果、平成 23 年 3 月 1 日、ソルビン酸をそれぞれ 1.1 g/kg、1.2g/kg 検出した。

練馬区は食品衛生法第 11 条第 2 項違反として、製造者に対し平成 23 年 3 月 5 日から平成 23 年 3 月 7 日まで 3 日間の営業停止処分を行い、当該品は市場流通前に全量廃棄された。

表示については、「ソルビン酸」から「ソルビン酸」と訂正するよう指導し、訂正されたことを確認した。

練馬区は製造所より、平成 23 年 3 月 2 日に答申書、平成 23 年 3 月 18 日に改善報告書を受理した。

### 3 違反発生の原因

当該品の製造工程、使用機器等の調査の結果、原料大根を計量する台貫計量器（トラックスケール）の指示計及び質量を検出するセンサーが動作不良を起こしており、原料の大根の正確な重量が量れていなかったため、製品製造時に、大根重量に対し、ソルビン酸カリウムを多く添加していたことが原因であった。

また、当該品は製造の頻度が少なく、一回に製造する数量も少なかったことから、ソルビン酸カリウムを添加するにあたり、使用履歴の記録を残していなかった。

表示の記載ミスについては、委託している印刷会社の印字ミスが原因であった。

### 4 監視のポイント

本件は、当該品のみで使用されていた原料計量器の故障により、法違反となった事例である。食品添加物の使用基準違反の原因は、使用量の計算ミスや計量ミス、攪拌不十分等様々考えられるが、製造業の監視に際しては、添加物の配合割合や計量方法の確認はもとより、計量器等の備品の点検についても確認することが重要である。

当該製造者は当該品の他に、数種類の製品を製造しており、別製品については食品添加物の使用量の記録をとっていたが、当該製品については製造頻度及び製造量が少ないことから、記録を残していなかった。スポット品についても、常時製造している製品と同様の記録の整備と製品管理を行うよう指導していくことが必要である。

事例 2

「モノクロトホスが検出された紅茶」に関する違反事例

名称又は分類	紅茶
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	台東区
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	モノクロトホス 0.9ppm 検出 (暫定基準 0.1ppm)
行政措置	回収指示、販売禁止命令

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 22 年 6 月 10 日、健康安全研究センター広域監視部食品機動監視係が食料販売店 A に立ち入り、紅茶(インド産)を購入した。健康安全研究センターで残留農薬検査を実施したところ、6 月 28 日に、茶中の残留基準(0.1ppm)を超えるモノクロトホスを 0.9ppm 検出したため、11 条 2 項違反疑いで当該品の輸入者を所管する台東区へ、生産国における農薬の使用状況等について調査を依頼した。

2 調査経過及び措置

台東区は、東京都からの依頼を受け、輸入者に対し原産国における等の調査を行った。調査の結果、当該品は平成 21 年 10 月 26 日にインドから 55CT(2,200 袋)輸入し、卸売りとして 1,328 袋販売されていた。輸入者を所管する台東区は、当該品がポジティブリスト施行後に輸入されたものであるため、6 月 30 日に違反を確定し、輸入者に対し、販売禁止及び回収を指示し、9 月 29 日、当該品の販売禁止を命令した。

当該品の在庫 872 袋及び回収品 82 袋(計 954 袋)について、数量確認後、輸入者に対し、積戻し又は廃棄若しくは食用以外の用途への転用等の食品衛生上の危害を除去するための措置を命じ、11 月 19 日に全量の廃棄を確認した。

輸入者は今後、モノクロトホスを含め自主検査の項目を増やし、検査に合格したもののみを輸入するよう改善措置を講じた。

### 3 違反発生の原因

輸入者への調査の結果、現地では市場で買い付けを行っているため、市場に出す前の農家における使用実態を把握できていなかった。検出量から推測すると、ドリフトや土壌汚染の影響も考えられた。また、輸入者は自主検査を実施していたが、モノクロトホスは検査項目に含まれていなかった。

### 4 監視のポイント

輸入者に対し、製品を定期的に自主検査するとともに、農薬の使用実態等について、ドリフト防止対策や土壌汚染状況の調査等も実施するよう指導することが重要である。また、現地における農薬の使用実態に合わせて、定期的に自主検査項目を見直すことが重要である。

無断転載を禁ず

平成 22 年度 食品衛生関係違反処理集計表

平成 24 年 3 月発行

登録番号 23(322)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5321-1111 内線 34-372  
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社  
東京都文京区本郷三丁目 26 番 1 号  
電話 03-5802-5601